

【慶弔規程】

- 第1条 一般社団法人長崎県診療放射線技師会会員の慶弔に関しては、この規定の定めるところによる。
- 第2条 会員が結婚した場合は、次に掲げる祝い金を贈る。
祝い金 5,000円
- 第3条 会員が死亡した場合は、次に掲げるものを贈るとともに、弔電にて弔意を表す。
弔慰金 10,000円
- 第4条 会員の配偶者並びに1親等が死亡した場合は、弔電にて弔意を表す。
- 第5条 会員が疾病にかかり、3ヶ月以上入院加療を受け職務に専念できない場合は、次に掲げる見舞金を贈る。
見舞金 5,000円
- 第6条 関係団体の参加する慶弔には参加する。
- 第7条 第2条より第6条について、会員及びその事実を知り得た会員は、理事及び事務局に連絡をとるものとする。第2条より第6条以外のものについては、会長専決とし、理事会の事後承認を求めるものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。